

「消費税の免税制度の改正」 特定新規設立法人は免税不適用に！

従来は、新規設立法人のうち資本金が 1000 万円未満の法人については、一定の要件のもとに消費税が免税になっておりました。

しかし、平成 26 年 4 月以降からは、5 億円を超える売上有る法人が子会社等（「特定新規設立法人」）を設立した場合には、その子会社等については、この消費税の免税制度が適用されなくなりました。

【1】 特定新規設立法人の免税制度の不適用

新規設立した法人（設立時の資本金の額が 1000 万円未満の法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、その特定新規設立法人の基準期間のない事業年度について、消費税の納税義務が免除されないこととなります。

（注）基準期間とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

（要件）

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の 50% 超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること
- ② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が 5 億円を超えていること

【2】 適用開始時期

平成 26 年 4 月 1 日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

【3】 留意事項

本特例が適用される特定新規設立法人に該当することとなった場合には、その旨を記載した届出書を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。